令和４年１０月８日

**小学校休業対応助成金の個人申請について**

**１．小学校休業等対応助成金と休業支援金は全く別の制度**

小学校休業等対応助成金（以下、小学校助成金という）は、労働者に有給の特別休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主が申請し、当該事業主に対して支給するもの。（事業主申請）

一方、休業支援金は、休業手当を受けることなく、休業させられた労働者自身が申請し、当該労働者に対して支給するもの。（個人申請）

**２．主な相違点（別制度のため対象労働者、支給要件等が異なる）**

（１）小学校助成金は企業規模にかかわらず企業に雇用される労働者が対象となる一方、休業支援金は①中小企業に雇用される労働者と、②大企業に雇用されるシフト制労働者、日々雇用労働者、登録派遣労働者に限られる。

⇒シフト制労働者とは、正規、非正規を問わず、シフト表等により勤務日、始業・終業時刻等が決定される労働者のことを言う。曜日は固定されているものの、始業・就業時刻が曜日によって異なるケースは、個別具体的に判断される。

⇒大企業に雇用されるシフト制労働者に該当する場合は、申請の際に労働条件通知書またはシフト表を添付する必要がある。

⇒派遣労働者については、登録型か常用型かで判断するものあり、大企業に該当する派遣会社に雇用され固定勤務であっても登録型であれば、休業支援金の対象労働者となる。

（２）年休を取得した日については、小学校助成金、休業支援金ともに、その日は対象とならないが、小学校助成金は遡って有給の特別休暇に振り替えた場合は対象となる一方で、休業支援金は、遡って年休を取り消すことは認められない。

（３）入社直後の労働者については、小学校助成金の対象となる一方で、休業っ支援金は入社した月の翌月末日までは対象とならない。（ただし、月の初日に入社した場合は、翌月の初日から対象となる。）

（４）相談者自身が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも、小学校休校等により子供の世話を行っていれば小学校助成金の対象となる。一方、相談者自身が新型コロナウイルス感染症に感染している期間は休業支援金の対象とはならない。

（５）時間単位の休みについては、小学校助成金がその全期間が対象となる一方で、休業支援金は４時間以上働けば、その日は休業した日として取り扱われない。

⇒４時間以上の就労であれば１日、４時間未満であれば0.5日の就労として取り扱う。

（６）休業支援金については、申請対象月に休業手当や見舞金が支払われている場合には、当該申請対象月は申請の対象外となる。

（７）小学校助成金の申請は本社所在地を管轄する労働局の雇用環境均等部に対して行うが、休業支援金の申請は労働者が勤務する事業場の所在地を管轄する労働局の雇用環境・均等部に対して行う。⇒個人申請の場合は郵送のみ（オンライン申請不可）

**３．小学校助成金の個人申請をするために必要な要件（特別相談窓口発行書）**

（１）労働者が労働局に小学校助成金の相談を行い、労働局が事業主に有給の特別休暇付与・助成金活用の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと。

⇒事業主が応じない主な理由①事務コスト②不公平感③賃金の持ち出しなど

（２）新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み、その休んだ日時について、賃金等が支払われていないこと。

（３）休業支援金・給付金の申請にあたって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。

⇒あくまでも労働者の都合による休みを、事業主都合による休業とすることに了承してもらうことが必要。

（４）休業支援金・給付金の申請にあたって、事業主記入欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

**４．休業支援金の計算方法について**

①過去６か月の賃金のうち任意の３か月分を90で除して休業前賃金日額を算定。

②休業前賃金日額の８割（令和４年７月まで日額上限 8,265 円、８月以降は8,355 円）に休業期間の日数を乗じて得た額が支給される。当該休業期間中に就労した場合、就労日数を当該日数から減じて算出。⇒公休日も支給対象

**５．その他**

特別相談窓口で発効する「疎明書」があれば、小学校助成金の申請期限経過後でも令和5年2月28日まで小学校助成金の申請が可能となる。

以上